

平成30年 第7回

教育委員会定例会会議録

平成30年7月11日

中央区教育委員会

平成30年第7回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成30年7月11日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委 員 森田潤一
委 員 渥美哲夫
委 員 窪木登志子
委 員 本宮典幸

説明のために出席した事務局職員

次 長 長嶋育夫
参 事 伊藤孝志
学務課長 星野一晃
学校施設課長 染谷修一
指導室長 吉野達雄
教育支援担当課長 細山貴信
統括指導主事 村上隆史
統括指導主事 上原史士
図書文化財課長 志賀谷優

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 木曾雄一

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 荻原雅彦
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹
委 員 本宮典幸

- 日程第1 議案第26号
中央区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 報告事項
各課事業報告について

- 教育長 ただいまから、平成30年第7回教育委員会定例会を開会いたします。
私からご報告させていただきます。さきの第2回区議会定例会で、私の再任が同意され、7月1日付けで任命されたことをご報告させていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 次に、教育長職務代理者の指名についてご報告をさせていただきます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されています。教育長職務代理者につきましては、このたび森田委員にお願ひし、7月1日付けでご就任いただいておりますことをご報告申し上げます。森田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 森田委員 よろしくお願ひします。
- 教育長 なお、委員会の構成が変わりましたので、議席の変更を行います。教育委員会会議規則第4条では、委員の議席は教育長が定めることとなっております。現在お座りの席を議席といたしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。
- それでは、本日の会議録署名委員をご指名いたします。本日は、本宮委員にお願ひいたします。
- 本宮委員 はい。
- 教育長 本日の日程に入ります。日程第1、議案第26号を議題といたします。議案第26号を、書記、朗読をお願ひします。
- (書記朗読)
- 教育長 それでは、次長から提案説明をお願ひします。
- 次長 議案第26号「中央区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。
- 教育長 ただいまの説明にいて、ご質問等ございましたら、お願ひします。
- 森田委員 教育委員会の傍聴の定員を、教育長が特に必要があると認めたときは、変更することができるようにするということですが、何人くらいを受け入れることができるのでしょうか。
- 参事 今回の傍聴人規則では傍聴人の定員は10名となっておりますが、これまでの実績からもこの定員は妥当だと考えております。提案説明でご説明した教科書採択の審議を行う定例会では、20名から25名程度の傍聴の希望が毎回ございますので、必要と認める人数としては、こうした傍聴を希望する方を受け入れられる人数を見込んでおります。
- 渥美委員 教育長が必要と認める場合に傍聴人の定員が増えるということは、その人数が入れる「会場」の問題もあるのではと思いますが、いかがでしょうか。

参 事 中央区教育委員会会議規則には、会場についての規定はございませんので、会場を変更することで、想定している人数の傍聴を受け入れられるように対応したいと考えております。

教 育 長 ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいですか。それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、報告事項のうち(1)について報告を願います。

次 長 「平成30年第二回区議会定例会(6月議会)一般質問(概要)」について、資料1により報告。

教 育 長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいですか。それでは、(2)について報告をお願いいたします。

学校施設課長 「埋蔵文化財調査に伴う阪本小学校新校舎開設時期の変更」について、資料2により報告。

教 育 長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

森田委員 埋蔵文化財発掘調査で発掘された陶磁器や木製品、金属製品はどのようなものでしょうか。

図書館文化財課長 陶磁器は茶わんやお皿など、木製品はおわん、女性が眉を書くのに使います眉づくりというものが出土しています。金属製品につきましては、きせるやくぎなどでございます。

なお、それぞれの使用された年代等について、今後、分析等を行っていく予定です。

森田委員 将来的に出土した物を展示する予定はあるのでしょうか。

学校施設課長 発掘調査で出土した物の展示については、発掘物の中に関東大震災以前の旧阪本小学校校舎の校章の一部や基礎れんがなどがありましたので、地域やPTAなど学校関係者の方々からご意見をお聞きした上で新校舎への展示等について検討してまいりたいと思っております。

森田委員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいですか。ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 それでは、(3)と(4)について、報告をお願いします。

指導室長 「平成29年度都内公立学校における体罰に係る実態把握の結果」について、資料3により報告。

「平成30年度第1回中央区いじめ問題対策委員会の概要」について、資料4により報告。

教育長
本宮委員

ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いいたします。
いじめの問題はとても複雑で、マニュアル化できない問題だと思います。いじめの状況についてご報告いただくときに、「件数」も報告していただいておりますが、いじめの問題に関しては、一件、一件、その状況や度合いが違います。例えば、「嫌なことを言われた」という報告の文面としては同じでも、軽い気持ちで言った一言と、根深くしつこいものとは、その度合いも違うと思います。そういった状況を把握したうえでの指導をお願いしたいと思います。

指導室長

本宮委員にご指摘いただいたことは、大変重要なことです。ありがとうございます。

いじめについてのアンケート調査などで、簡単な言葉で一言書いてあり、文面だけ見ると大した問題ではないように思えるものでも、聞き取ってみると長い間ずっと嫌な思いをしていたということもあります。子どもが言った言葉やアンケートの文面だけで判断せずに、必ず、一つ一つ聞き取りをするということを大切にして、状況を把握するように指導室から各学校に周知徹底しているところです。

本宮委員
窪木委員

わかりました。ありがとうございます。
都内公立学校における体罰に係る実態把握の結果についてお聞きします。体罰等の調査結果の区分の不適切な行為には、「不適切な指導」「行き過ぎた指導」「暴言等」があります。東京都の件数を見ると不適切な指導と暴言等が多く、行き過ぎた指導は件数としては比較的少ない。東京都のホームページなどで説明があるのかもしれませんが、非公表とされている部分もあるということなので例示が難しいかもしれませんが、この三つの区分がそれぞれどのような行為なのか、教えていただけますか。

指導室長

東京都の体罰の定義、体罰関連行為のガイドラインあり、この調査もそれに基づいた区分になっています。この定義・ガイドラインは都のホームページにも掲載されています。

簡単に説明させていただきますと、「不適切な指導」は、例えば宿題を忘れた子どもに対して、罰としてちょっと手をたたく、デコピンをする、鼻をつまむ、そのような肉体的な負担を与えることを「不適切な指導」と捉えています。不適切な指導は肉体的な負担ですが、肉体的な苦痛を与えた場合は体罰になります。

「暴言等」は、子どもを威嚇する、ののしる、人格を否定するなど、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感等の精神的苦痛を与える不適切な言動のことです。

また、部活動やスポーツ指導で、何時間も走らせる、ウサギ跳びを何周もさせるなど、児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等が「行き過ぎた指導」として東京都のガイドラインに示されています。

窪木委員
教育長
渥美委員

ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

平成30年第1回いじめ問題対策委員会で、いじめ問題対策委員の方からご指摘いただいておりますが、「いじめの認知件数について多く挙げてしまう」とよくないという意識があるのではないかとあります。

重大な事案が起こってしまったとき、重大な事案に行き着く前にその兆候があったということは一般的によくあることです。いじめの問題についても、同様のことがあるのではないのでしょうか。

学校の先生方には、アンテナを高くして、些細なことだと思われるようなことでも注意深く見守っていただきたいと思います。

教育長

ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長
文化・生涯学習課

よろしいですか。それでは(5)について報告をお願いします。

「東京国際合唱コンクール in HARUMI」の実施について、資料5により報告。

教育長
渥美委員
文化・生涯学習課

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

合唱コンクールの鑑賞は有料なのですか。

合唱コンクールについては、グランプリコンクールが4,000円、それ以外のカテゴリーのものについては3,000円でチケット販売しております。

関連事業として行うまちかどコンサート、交流コンサートは無料です。

渥美委員

チケットの販売はもう始まっていると思いますが、販売状況はいかがでしょう。

文化・生涯学習課

把握している限りでは、最終日のグランプリについては完売ということで、少し工夫して追加販売をしているような状況でございます。それ以外のところについても、売れ行きは好調ということでございます。

窪木委員

海外からまた国内も各地から出場されるということですが、出場のための交通費などの負担はどのようになっているのですか。

文化・生涯学習課

「合唱」には、自分の旅費で参加して、自分たちの合唱を聞いてほしいという志の方が多いと聞いております。基本的には自費で参加するというところでございます。

窪木委員
教育長

ありがとうございました。

ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、(6)について報告をお願いします。

参事 「意見・要望」の1件目について、資料6により報告。

指導室長 「意見・要望」の2件目について、資料6により報告。

図書館長 「意見・要望」の3件目、4件目について、資料6により報告。

教育長 ただいまの報告についてご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。これで本日の日程は終了いたしますけれども、委員の皆さまからご意見等ありましたらお伺いいたしますがいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、これで本日の委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後2時55分 教育長閉会宣言

署名委員